

# 異物混入発生時の対応マニュアル

和歌山市立藤戸台小学校

令和7年4月

異物のパターン	教室にて異物混入の発見
<p><b>①</b> <b>危険異物混入</b> <b>身体に多大な危害あり</b> 【例】 ネジ・釘・刃物の破片 ガラス・針・乾燥剤・ 洗剤・毒物</p> <p>ねずみ・ゴキブリ・ハ エ・ムカデ など感染症 を媒介する害虫</p>	<div style="text-align: center;"> <pre>             graph LR               A[発見者] --&gt; B[担任]               B --&gt; C[校長(管理職)]               B --&gt; D[養護教諭]               B --&gt; E[保護者]               C --&gt; F[調理場の栄養教諭(鳴滝・貴志)]               C --&gt; G[給食主任]               D --&gt; H[学校医]               E --&gt; I[病院へ]           </pre> </div> <p>発見者 → 担任 → 校長（管理職） → 調理場の栄養教諭（鳴滝・貴志） 給食主任</p> <p>担任 → 養護教諭 → 学校医 保護者 → 病院へ</p> <p>○調理場に連絡し、現場実態の聴き取り調査をする。 ★飲食児童は、直ちに医療機関で診断を受ける。 ・異物の入っていた給食を保管する。</p> <p>●緊急対応（発見及び飲食） ・全校放送にて、危険とされるものの飲食中止を指示する。 ・安全と判断できるものだけを飲食させる。 ・保護者宛に状況についての説明文書をだす。（報告と今後の体制） ・児童の健康状態及び精神面を配慮する。</p> <p>●職員の緊急招集 ・職員に報告・体制について説明する。 ・全児童の健康状態を把握する。 ・内容によっては、学校医の指示を仰ぐ。 ・事件性と係わるものは、市教委（給食管理課）・警察へ連絡する。（管理職が対応）</p>
<p><b>②</b> <b>非危険異物混入</b> <b>身体に影響少ない</b> 【例】 髪の毛・糸くず・ナイロ ン・アオムシ・卵の殻 など</p>	<p>発見者 → 担任 → 校長（管理職） → 調理場の栄養教諭（鳴滝・貴志） （給食主任・養護教諭・管理職へ報告する。）</p> <p>○調理場に連絡し、現場実態の聴き取り調査をする。 ◇学級・児童への対応 ・新しいものと取り替える。 ・児童の健康状態及び精神面を配慮する。 ・担任は、保護者に報告する。</p>
<p><b>その他(調理場以外で調 理される加工食品)</b> パン・ごはん・牛乳・ 冷凍加工食品・デザート 加工食品 異物混入が業者だと確定 できるもの</p> <p>危険異物対応段階におい ては、①②に同様</p>	<p>発見者 → 担任 → 校長（管理職） → 調理場の栄養教諭（鳴滝・貴志） （給食主任・養護教諭・管理職へ報告する。）</p> <p>・異物が入っていたものを保管し、給食会理事代表へ連絡する。原因究明を依頼する。 ・他のものに交換し、飲食させる。 ・担任は、児童に状況を説明し、善処したことを伝える。 ・児童の健康状態及び精神面を配慮する。 ・児童の健康状態を確認し、状況によっては、医療機関で医師の診断を受ける。（養護教諭） ・内容によっては、保護者に説明文書で報告する。</p> <p>●職員の緊急招集 ・全児童の健康状態を把握する。 ・内容によっては、学校医の指示を仰ぐ。 ・事件性と係わるものは、市教委（給食管理課）・警察へ連絡する。（管理職が対応）</p>